令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

令和6年度決算に係る財政状況についてお知らせします

4つの指標で財政の健全性をチェック

「健全化判断比率」とは、地方公共団体の財政状況を判断するために設けられた4つの指標です。

令和6年度の決算に基づき算定された指標は、すべて国の基準を下回り、町の財政状況が 健全であることを示しています。

■健全化判断比率

(単位:%)

指標名	川島町の 健全化判断比率	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準(レッドカード)
実質赤字比率	_	14. 69	20. 0
連結実質赤字比率	_	19. 69	30. 0
実質公債費比率	4. 8	25. 0	35. 0
将来負担比率	20. 8	350. 0	_

- ※4 つの指標のうち 1 つでも国の基準を超えると、財政再建に取り組むことになります。
- ※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「一」表示になります。
- ※早期健全化基準・・早期に財政運営の健全化を自主的かつ計画的に行わなければならない 基準
- ※財政再生基準・・財政状況の著しい悪化により自主的な財政運営の健全化を行うことが困難な状況において、計画的に健全化を図るべき基準

~指標について~

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う一般的な会計の赤字の程度を示す指標

②連結実質赤字比率

町のすべての会計をあわせた赤字の程度を示す指標

③実質公債費比率

借入金返済額などの負担が年収に占める割合を示す指標

4 将来負担比率

借入金残高などから、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標

公営企業も健全

公営企業も健全

「資金不足比率」とは、公営企業の資金不足(赤字に相当するもの)を、公営企業の事業規模(料金収入等の事業収入)と比較して指標化するものであり、川島町の公営企業も資金不足にはなっていませんので健全です。

■資金不足比率

(単位:%)

区分	川島町	経営健全化基準
水道事業会計	0.0	20. 0
下水道事業会計	0.0	20. 0

(川島町では水道事業と下水道事業のみ算定します)

※経営健全化基準…公営企業が自主的かつ計画的に経営の健全化を行わなけれ ばならない基準

○制度概要など詳細はこちらをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html (総務省ホームページ)